平成２３年（フ）第５１３号
大阪府貝塚市三ツ松953番地４、前住所大阪市東住吉区杭全２丁目13番10―1104号
債務者　林　　幸江
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
大阪府貝塚市半田82―33高澤方、住民票上の住所大阪府堺市中区八田北町10番地31―14棟105号
債務者　川﨑　友美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
大阪府阪南市箱作3506番地の１
債務者　松田　奉子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４１号
大阪府泉南市信達市場1045番地の28
債務者　左迫間　進
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４８号
大阪府岸和田市春木泉町10番24―605号
債務者　林　健太郎
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目19番５号
債務者　前川　武志
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
大阪府泉南市信達市場1144番地グランソレイユＢ―103
債務者　福山誠一郎
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５９号
大阪府泉佐野市南中樫井439番地の10、住民票上の住所大阪府泉佐野市南中樫井1065番地の１―10―105
債務者　亀谷　年己
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６５号
大阪府泉南郡熊取町大久保南５丁目２番13号
債務者　溝依タイルこと　溝依　貴志
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６６号
大阪府泉南郡熊取町大久保南５丁目２番13号
債務者　溝依　佳代
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７６号
大阪府泉南郡熊取町野田４丁目2035番地の１―Ｂ―102、前住所大阪府泉南郡熊取町大字大久保1613番地の12―804
債務者　中川　篤司
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
香川県高松市牟礼町大町103番地10
債務者　村上みどり（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３８号
福岡県大牟田市新勝立町５丁目40番地９
債務者　中堀　陽平
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４６号
福岡県大牟田市西浜田町12番地２　西浜田アパート５号
債務者　荒木　順一
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３０４号
熊本市近見８丁目12番11―307号
債務者　土穴　祐紀
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７４号
熊本市東本町７番１号　ラフォーレ５番館108号室
債務者　谷口　雄介
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４０２号
熊本市城山下代２丁目３番35号
債務者　中川　久雄
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８０号
徳島県徳島市蔵本元町２丁目70番地の26　元町マンションＬＬ１号室
債務者　小出　順子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで　徳島地方裁判所民事部